

6. 生徒の表彰に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立高等学校管理規則第43条の規定に基づき、生徒の表彰に関する事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 表彰は学業、性行等が特に優れ、平素の学校生活における望ましい考え方や、指導的行動の範たる者に与え、それらの育成と奨励のために行う。

(決定)

第3条 表彰は職員会議の審議を経て校長がこれを決定する。

(種類及び基準)

第4条

(1) 皆勤賞

① 3ヶ年皆勤賞

在学中、早朝講座、土曜講座、冬期講座および必修の模擬試験も含めて、遅刻・欠課・欠席及び懲戒による出席停止の無い者。

② 6ヶ年皆勤賞

上記①の3ヶ年皆勤賞の受賞者のうちで、高校生については中学校において皆勤賞を受賞したものを、中学生については小学校において皆勤賞を受賞したものを表彰する。

③ 12ヶ年皆勤賞

上記①の3ヶ年皆勤賞の受賞者のうちで小学校・中学校において皆勤賞を受賞したものを表彰する。

(2) 特別活動賞

① 生徒会活動・HR活動において特に顕著な功績のあった者で、学業成績が優秀(4.0以上)で、出席状況が良好で、生活態度が他の生徒の模範となる者。

② 所属部の活動に特に顕著な功績と実績があり、学業成績が優秀(4.0以上)にて出席状況が良好で、生活態度が他の生徒の模範になる者。

(3) その他、外部の表彰を受けた者のうち、その表彰が教育上必要と認められ、他の生徒の模範とするにたる者。

(推薦)

第5条 特別活動賞及びその他の表彰については、生徒会顧問及び部活動顧問等が3学年会に推薦し、3学年会で調整(若干名)し、職員会議に提案し、校長が決定する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は原則として校長が卒業式予行で行う。

(記録)

第7条 表彰を受けた生徒については、学籍係が生徒表彰記録簿に記載し、学級担任が生徒指導要録に記載する。

(その他)

第8条 学校外からの表彰のある時は、賞状・賞品を受け、これを全体集会時に伝達表彰する。

附 則 この規程は、平成11年1月12日から施行する。

附 則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。